

※申請書を提出する前に、下記によりご自分で申請内容の確認をお願いします。

山形県U I ターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請 自己チェックシート

No	項 目	チェック	備 考
1	申請は、採用面接を受けた日、インターンシップを終了した日又は合同企業説明会等に参加した日から起算して3か月以内となっていますか。ただし、令和7年12月16日以降の面接又はインターンシップの場合は、令和8年3月15日までに申請してください。	☐	
2	申請書には次の必要なものが添付されていますか。		
	①山形県U I ターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請に係る採用面接・インターンシップ・合同企業説明会等実施（参加）証明書、又は実施（参加）を証明できるもの	☐	
	②対象経費に係る領収書の原本、又は支払いを証明できるもの	☐	
	③振込先口座に係る通帳の見開き部分の写しなど、口座の内容が確認できるもの	☐	
3	申請書の記載内容は、添付資料で確認できる内容と違いはありませんか。又、記載漏れはありませんか（記入例をご参照ください）。	☐	
4	やまがた暮らし・しごとサポートセンターに利用者登録していますか。 ※ 協定締結大学の学生の場合は、学生証等のコピーを添付することで省略可	☐	
5	企業との採用面接地又はインターンシップ地、県主催の合同企業説明会等開催地は、山形県内の住所となっていますか。	☐	
6	企業とのインターンシップの期間は（1社）5日以上となっていますか。	☐	
7	今年度（令和7年4月から令和8年3月）の補助金の申請は3回以内ですか。	☐	
8	移動経路は、現在お住まいの住所地から県内企業との採用面接、インターンシップ又は合同企業説明会等開催地までの往復の移動として適切な経路となっていますか（最短経路など特定の経路には限定しませんが、目的に沿った適切な経路を選択してください）。	☐	
9	①往路：採用面接日、インターンシップ開始日又は合同企業説明会等開催日から起算して7日前の日から当該面接日、インターンシップ開始日又は合同企業説明会等開催日までの間の移動となっていますか。※やむを得ない理由による場合、30日以内	☐	
	②復路：採用面接日、インターンシップ終了日又は合同企業説明会等開催日から起算して7日以内の移動となっていますか。※やむを得ない理由による場合、30日以内	☐	
10	対象経費は、鉄道賃、航空賃、高速バス料金、パック旅行代金のいずれかに該当していますか。	☐	
11	企業又は合同企業説明会等実施主体から助成を受ける場合は、その額を申請書に記載していますか。	☐	